○荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例

昭和60年３月26日条例第４号

改正

平成７年３月28日条例第９号

平成10年６月30日条例第20号

平成15年３月28日条例第９号

平成16年３月30日条例第11号

平成23年３月28日条例第４号

平成25年３月29日条例第15号

平成25年９月25日条例第37号

令和元年９月30日条例第28号

荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例

荒尾市母子家庭医療費助成に関する条例（昭和50年荒尾市条例第10号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この条例は、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する20歳未満の児童を、その父又は母の一方が現に扶養している家庭をいう。

（１）　父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）を解消し、現に婚姻をしていない児童

（２）　父又は母が死亡した児童

（３）　父又は母の生死が明らかでない児童

（４）　父又は母から１年以上遺棄されている児童

（５）　父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第１項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

（６）　父又は母が法令により引き続き１年以上拘禁されている児童

（７）　父又は母が海外にあるため、その扶養を受けることができない児童

（８）　父又は母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている児童

（９） 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(10) 前号の児童に該当するかどうかが明らかでない児童

２ この条例において、「児童」とは、前項に掲げる場合を除き18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいう。

３ この条例において、「父母のない児童」とは、父母と死別した児童及びこれに準ずる次に掲げる児童をいう。

（１） 父母の生死が明らかでない児童

（２） 父母から遺棄されている児童

４ この条例において、「ひとり親家庭等」とは、ひとり親家庭及び父母のない児童をいう。

５ この条例において、「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

（１） 健康保険法（大正11年法律第70号）

（２） 船員保険法（昭和14年法律第73号）

（３） 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（４） 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

（５） 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

６ この条例において、「医療費」とは、疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び社会保険各法に規定する保険給付の対象となる費用（ただし、入院時食事療養費、移送費、家族移送費及び疾病手当金並びに交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費を除く。）をいう。

７ この条例において、「一部負担金」とは、国民健康保険法及び社会保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。ただし、入院時食事療養費に係る負担額を除く。

８ この条例において、「付加給付等」とは、社会保険各法の規定による付加給付並びに国民健康保険法及び社会保険各法の規定による高額療養費をいう。

（助成の対象者）

第３条 この条例に定める医療費の助成対象者（以下「助成対象者」という。）は、国民健康保険法の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ、本市に住所を有するひとり親家庭の父又は母及びその者に扶養されている児童並びに父母のない児童とする。

（助成の制限）

第４条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、次条の規定にかかわらず、この条例

に定める医療費を支給しない。

（１）　生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令等により医療費の給付を受けるとき。

（２）　児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第９条から第10条までに規定する所得の額以上であるとき。

（助成の額）

第５条　市長は、ひとり親家庭の児童及び父母のない児童に係る医療費につき、助成対象者又はその保護者が一部負担金を支払った場合において当該支払額に相当する額を助成するものとする。ただし、付加給付等があるときは、その額を控除した額を助成するものとする。

２　市長は、ひとり親家庭の父又は母に係る医療費につき、助成対象者が一部負担金を支払った場合において当該支払額の３分の２に相当する額を助成するものとする。ただし、付加給付等があるときは、その額を控除した額の３分の２に相当する額を助成するものとする。

３　前２項の助成額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

（受給資格者証の交付申請）

第６条　この条例による医療費助成金（以下「助成金」という。）の給付を受けようとする者は、市長に対し、別に定めるひとり親家庭等医療費受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）の交付を申請しなければならない。

２　前項の申請は、助成金の給付を受けようとする者が、ひとり親家庭の父又は母及びその者に扶養されている児童の場合にあっては当該ひとり親家庭の父又は母が、父母のない児童にあっては当該児童又は児童を扶養する者（以下「受給者」という。）がこれをしなければならない。

（受給資格者証の交付）

第７条　市長は、前条の規定により交付の申請があった場合において、この条例による助成金の給付を受ける資格があると認めたときは、受給資格者に対し、別に定めるところにより受給資格者証を交付するものとする。

２　受給資格の有無については、毎年８月１日現在で確認するものとする。

（助成金の給付）

第８条　助成金の給付は、受給資格者証の交付の申請をした日の属する月の翌月から、受給資格を失った日の属する月の末日までに受けた療養について行うものとする。

（受給資格者証の提示）

第９条　受給資格者が療養を受ける場合は、医療機関、指定調剤薬局等に対し、受給資格者証を提示しなければならない。

（給付の申請）

第10条　受給者が、助成金の給付を受けようとするときは、市長に対し、１月を単位として申請しなければならない。

２　前項の申請は、受給資格者が保険給付を受けた月の翌月から起算して１年を経過した日以後においてはすることができない。

（給付の決定）

第11条　市長は、前条の助成金の給付の申請を受けた場合は、内容を審査し速やかに決定するものとする。

（届出の義務）

第12条　受給資格者は、氏名、住所その他別に定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき、又は給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（助成金の返還）

第13条　市長は、偽りその他不正の行為によって助成金の給付を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

２　市長は、助成金の給付事由が第三者の行為によって生じ、かつ、この条例による助成金を給付した場合において、給付を受けた者が第三者から同一の事由について損害賠償金の支払いを受けたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第14条　この条例による給付を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

（委任）

第15条　この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の荒尾市母子家庭医療費助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年10月１日以後に行われた診療に係る医療費から適用する。

２　改正後の条例第３条の規定により新たに助成の対象となる者で、昭和60年６月30日までに当該者に係る助成資格者証の交付の申請を行った者についての改正後の条例第８条の規定の適用は、同条中「助成資格者証の交付の申請をした日の属する月の翌月」とあるのは「昭和59年10月」とする。

附　則（平成７年３月28日条例第９号）

この条例は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成10年６月30日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成15年３月28日条例第９号）

この条例は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月30日条例第11号）

１　この条例は、平成16年４月１日から施行する。ただし、第４条第２号の改正規定は、平成16年８月１日から施行する。

２　改正後の荒尾市母子家庭医療費助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療に係る医療費から適用し、第４条第２号の改正規定により助成対象とならない者についての改正後の条例の規定は、平成16年７月31日以前に行われた診療に係る医療費まで適用する。

附　則（平成23年３月28日条例第４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成23年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成23年４月１日において現にこの条例による改正後の荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）第３条の規定による助成対象者の要件に該当している者（この条例による改正前の荒尾市母子家庭医療費助成に関する条例の規定による助成対象者の要件に該当していない者に限る。）で、同年７月29日までに当該者に係る受給資格者証の交付の申請を行ったものに対する助成金の給付に関し、新条例第８条の規定を適用する場合においては、同条中「受給資格者証の交付の申請をした日の属する月の翌月」とあるのは、「平成23年４月１日」とする。

附　則（平成25年３月29日条例第15号）

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成25年９月25日条例第37号）

この条例は、平成26年１月３日から施行する。

附　則（令和元年９月30日条例第28号）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診療に係る医療費について適用し、施行日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。